



事務連絡
平成 27 年 2 月 2 日

各都道府県高等学校体育連盟

会長 殿
理事長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟

専務理事 石川 恵一郎



「体罰根絶全国共通ルール」に関する運用について

余寒なお厳しき折、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本連盟の諸事業推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「体罰根絶全国共通ルール」につきましては、昨年 6 月の第 1 回理事会で承認され、翌 7 月 1 日より施行し、すでに各都道府県高体連におかれましても本ルールの適用に関し適切にご対応いただいておりますことに感謝いたします。

体罰の根絶を目指し本連盟独自に制定いたしました本ルールですが、誠に残念ながら施行以来これまで 7 件の適用事例のご報告をいただいております。

今後とも、生徒にとって明るく豊かな運動部活動の確立の為にも体罰の根絶に向け、これまで以上にご尽力を賜りますよう重ねてお願いいたします。

さて、平成 26 年 5 月 27 日付「体罰根絶全国共通ルール」に関する Q & A (追補版①) の Q38 にお示ししたとおり、加盟校からの報告があった場合、各都道府県高体連から全国高体連事務局にご報告をいただくこととなっております。

その際、別紙様式による当該校から各都道府県高体連に対する報告の記載内容に関しまして、1 点ご連絡いたします。

記載いただく内容項目の「5 各教育委員会または各学校の指導措置・処分等を決定した年月日」の項目については、項目のとおり決定した年月日のみを記載していただくよう改めてお願いいたします。指導措置・処分等について具体的な内容等に関する記述は不要ですので、実際に報告書を作成する当該校の校長先生に対して周知いただくようよろしくお取り計らい願います。詳細は別添の記入例を参考にしてください。

【問合せ先】

(公財)全国高等学校体育連盟

事務局長 丸山 正広

〒100-0003 千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 2F

〈電話〉 03-6268-0027 〈ファクシミリ〉 03-6268-0028

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A (追加版①)

—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q38 各都道府県高体連が加盟校の校長から「体罰根絶全国共通ルールにかかわる報告について」(別紙様式)を受領した場合、全国高体連事務局に報告するとあるが、どのような方法で報告するのか。

また、報告を受けた全国高体連事務局では、その後どのような手続きを踏むのか。

A 各都道府県高体連では、当該校長先生が作成した様式文書の写し及び全国高体連会長宛の送付状を厳封の上、全国高体連事務局あてに郵送をお願いいたします。

全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。

Q39 上記様式文書の内容を各都道府県の当該専門部にも連絡するとあるが、体罰を行った指導者の個人名等についての守秘義務について、どう考えるのか。

A 当該専門部にも連絡することについては、今後、ルールを適正に運用するために、必要なことであると考えます。ただ、専門部の中では、様式文書の記載内容の取り扱いについては部長、事務局長等の責任者どまりとして、その守秘義務について、各専門部内で徹底していただきたいと考えます。全国専門部に対しても、全国高体連として守秘義務について徹底してまいります。

Q40 高体連主催大会に1年間出場できない期間の起算日は、別紙様式の「5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日」という解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

Q41 通知文別紙の3「体罰根絶全国共通ルールの運用について」の(4)「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分の内容に大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中を含むこととする。」とあるが、具体的にはどういうことか、説明してほしい。

A 例えば、該当校の校長先生の判断で、教育委員会の指導措置・処分が確定するまでの間、当該指導者を部活動の顧問からはずしていた期間が50日間あった場合は、上記Q40の起算日から数えて、1年間マイナス50日間が高体連主催大会に出場できない期間となります。このようなケースがあった場合は、(別紙様式)の6 備考欄にご記入をお願いいたします。

Q42 外部指導者に対して、本ルールを適用できるのか。教育委員会からの指導措置・

処分はないと考えるが。

A Q26 のAにあるように、外部指導者については、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知していれば適用できると考えます。また、外部指導者の場合は、教育委員会の措置・処分はないので、学校としての指導措置等が決定した日から1年間は高体連主催大会に出場できない期間となります。

Q43 当該指導者が人事異動等に伴い勤務校が変更になった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。また、異動先で異なる競技種目の指導者となった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。

A その解釈で結構です。当該指導者の異動に際しては、本人の了解を得た上で、異動先の校長先生に対して、情報提供が図れるようお願いしたいと考えます。

Q44 当該指導者の不服申し立ての手続きについて、具体的に説明してほしい。都道府県高体連はこのことについて、どのようにかわるのか。

A 当該指導者が書面により、直接全国高体連会長宛（送付先は全国高体連事務局）に対して、不服申し立てを行うこととなります。全国高体連としては、本連盟指導規定の中の指導委員会に準じた委員会を組織して対応したいと考えています。その際、体罰の事実関係について、再度確認する必要がある場合は、該当の都道府県高体連に加盟校校長先生への連絡等でご協力いただきたいと思います。

Q45 本ルールは平成26年7月1日より施行適用するとあるが、平成26年7月1日以降に発生した体罰について適用するという解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ & A (追加版②)

—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q46 通知文の<別紙>及び(別紙様式)に記載されている「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等」という文言が5箇所あるが、それらは全て、「各教育委員会」は公立学校の場合を指し、「各学校」は私立学校の場合を指すと解釈してよいか。

A その解釈で結構です。ただし、通知文別紙の3 体罰根絶全国共通ルールの運用についての(4)「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、・・・」とある「各学校」については、公立学校の場合も含まれるという解釈です。

Q47 Q38のAの後段に、「全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。」とあるが、全国高体連の文書には当該指導者が高体連主催大会に出場できない期間及び高体連の役職に充てない期間が明示されているという解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

Q48 上記Q47の全国高体連の文書を受領した都道府県高体連は、当該校の校長にその文書を送付する必要があるか。

A 上記全国高体連からの文書の写しを当該校の校長宛、送付方お願いいたします。

Q49 Q29に関連して、各都道府県で行われる国体予選は、本ルールが適用されるのか。

A Q29のAにある国体に関する記述は、国体の本大会を想定したものです。国体については、国体としての参加資格が既に規定されているので、本ルールにおいて出場できない大会として国体を明文化することは難しいが、本ルールの趣旨を生かし、運用面に対応するというので、すでに日本体育協会と調整済みです。

各都道府県で行われる国体予選については、高体連も主催者の一員となっている場合、本ルールを適用することは問題ないと考えますが、各都道府県高体連や各競技専門部によって、関与の仕方が一律でないため、当分の間は国体の本大会に準じた考え方で対応していくということをお願いいたします。

Q50 「各加盟校の校長先生方へ」、「運動部活動指導者の皆様方へ」及びQ & Aの中で、「当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、原則としてという文言を入れました。」とあるが、具体的にどのような場合か。

A 具体的にはQ 6 の②から⑥の中で、非常に軽微な場合が考えられますが、個々の事案ごとに判断する必要があると考えており、今後その内容を積み重ねることによって、信頼性のある基準等を作成していきます。



27全国高体連第411号
平成28年2月29日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長 小野



体罰根絶のための取り組みについて (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新聞等でも大きく報道されましたが、2月24日東京地裁は、高等学校バスケットボール部主将の自殺についての訴訟判決として、設置者に対し7500万円の損害賠償を命じました。我々高体連関係者をはじめスポーツ指導者は、この判決を重く受止め、あらためて体罰根絶に向けた取り組みを強化する必要があります。

本連盟では、平成25年4月にスポーツ関係5団体と「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の採択、平成26年5月には「体罰根絶全国共通ルール」の制定について(通知)を発出して同年7月1日より施行適用し、また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成27年10月15日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結し、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々な取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、平成26年7月1日の本ルール施行以降、適用された事案は平成26年度の9ヶ月間における10数件に対し、平成27年度においては本日までに30件を越すというきわめて深刻な状況です。スポーツ指導における体罰はもちろん、ましてや学校教育に位置付けられた部活動指導における体罰は、生徒の健全育成とは相容れず、競技力向上へもつながらない許されざる行為です。生徒を鍛え成長させるための厳しい指導は、時として必要であるかもしれませんが、厳しい指導と体罰はまったく異なることと考えております。

つきましては、この機会に管下の加盟校及びすべての指導者にあらためて体罰根絶を周知徹底し、取り組みを一層強化するようお願いいたします。



28全国高体連第427号
平成29年2月10日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長 岡田 正浩



体罰根絶のための取り組みについて (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本連盟では、部活動指導における体罰根絶に向けて平成26年5月に「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」を发出して同年7月1日より施行いたしました。また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成27年10月15日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結するなどして、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々なお取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、本ルール施行以降、適用件数等については全国高体連の諸会議等で報告させていただいているとおり、体罰根絶には至っておりません。特に、昨年末には全国大会出場校の指導者の体罰が新聞報道や全国高体連事務局への投書により発覚し、共通ルールの適用となった事案が連続して発生しております。この中には、当該指導者に対する教育委員会・学校としての指導措置・処分がすでに決定されていたにもかかわらず、本連盟への報告がなかったため、指導措置・処分が決定された日を起算日とした1年間という適用期間について起算日を変更せざるを得ない事案もありました。

本ルールに関する質問には、本ルール制定時にお示ししましたQ&A等をもとに個別に回答してまいりましたが、全国高体連への報告が遅れた場合の対応をはじめとして、Q&A追加版③を別添のとおり作成しました。つきましては、本追加版を管下の加盟校及びすべての指導者に周知いただくとともに、あらためて部活動指導における体罰根絶と、体罰があった場合には本ルールの適用となることを周知徹底いただくとともに取り組みの強化をお願いいたします。

なお、本ルールをはじめ体罰根絶に向けた取り組みについて本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。

平成29年2月10日
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A (追加版③)
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q51 全国高体連から発出された本ルール適用通知文書に記載された適用期間の終了について、該当指導者等に解除通知等の文書は発出しているのか。

A 全国高体連から解除通知等の文書は発出しておりません。適用通知文書に記載された適用期間が過ぎれば、ルールの適用が解除されるものと判断していただいて結構です。

Q52 運動部活動にかかわる体罰を確認した校長から都道府県高体連に電話等による連絡があった。本ルールにかかわる報告書はどの時点で提出してもらえばよいか。

A 平成26年5月20日付26全国高体連第42号「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)〈別紙〉の3 体罰根絶全国共通ルールの運用について(2)の記載のとおり、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当指導者本人の了解を得た上で、別記様式により各都道府県高体連に報告することとなっております。ただし、指導措置・処分等の確定は公立校では該当教育委員会、私立校は各学校が行うこととなります。

Q53 該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が決定したが、各都道府県高体連への報告が大幅に遅れた場合、本ルールの適用期間はどうか。

A 本ルールの適用は体罰の軽重を問わないこととしておりますので、指導措置・処分等が決定した場合はすみやかに各都道府県高体連へ報告をお願いします。適用期間は、指導措置・処分等が決定した日を起算日とした1年間となります。

該当校からの報告が大幅に遅れた場合は、報告書が提出された日等を起算日とするなど、起算日を変更することとなります。

Q54 公立校において、該当指導者に対する教育委員会の指導措置・処分等が決定するまでに数ヶ月の期間を要することがあり、報告書提出が大幅に遅れることになる。この場合どのように対応すればよいか。

A Q&AのQ13・14に記載のとおり、正式な指導措置・処分が出るまでは、該当校の校長先生の判断で部活動の顧問をはずすなどの校内措置は可能であると考えられます。このような校内措置をしていた場合は、Q&AのQ41に具体的な説明があるように、その期間を1年間に含めておりますので、報告書(別紙様式)の6備考欄にその旨ご記入ください。

(別紙様式)

平成26年9月5日
〇〇〇高第〇〇〇号

〇〇県高等学校体育連盟会長
〇 〇 〇 〇 様

〇〇県立〇〇高等学校長
〇 〇 〇 〇
(公印)

体罰根絶全国共通ルールにかかわる報告について

標記の件について、下記の通り報告します。

記

1 体罰の発生日時・場所
平成26年7月15日(火) 午後4時30分ころ
〇〇県立〇〇高等学校体育館

2 当該指導者の職・氏名
〇〇県立〇〇高等学校 教諭 〇〇〇〇

3 当該部活動名
男子〇〇〇〇〇〇部

4 当該体罰の概要
同校男子〇〇〇〇〇〇顧問〇〇〇〇教諭は、同校男子〇〇〇〇〇〇部の指導を行っていた際、右手のひらで同校第2学年男子部員の頭を2回たたくとともに、右足の甲で同部員の左でん部を1回蹴った。

5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日
平成26年9月4日

6 備考
平成26年8月1日に当該体罰が発覚した。同日付で、当該教諭を同年8月31日まで当該部活動の顧問からはずした。

このように、日付のみの記入にしてください。指導措置・処分等の内容や量定等について記載は不要です。決定日時と適用期間が異なる場合は、その事由を6の備考欄に記入してください。

.....

※ 本ケースの場合、高体連主催大会に出場できない期間は、平成26年9月4日から1年間となるが、8月1日から8月31日までの31日間、当該教諭は当該部活動顧問からはずれており、この31日間を上記1年間に含めた期間(上記5の起算日から1年後の平成27年9月3日までの期間から31日間を減じた期間)が、本ルールにおける高体連主催大会に出場できない期間となります。